（お茶の水女子大学名誉教授）　五十嵐　脩

正四位に叙する
（鶴岡工業高等専門学校名誉教授）　伊藤　正之

従四位に叙する
今井　健祐　大西　克美　吉竹　眞善

従五位に叙する（各通）
菊地　康雄　後藤　輝夫　福岡　一郎
松本　吉史　宮内　公美　矢嶋　繼男
吉本　信子

正六位に叙する（各通）
内田　宏　木原　康博　高田　弘
鷹見　哲郎　高旨　孝一　西田　浩司
能島　昇三　松岡　壯夫　向井　雅一
森田　茂　善本　萬一

従六位に叙する（各通）
木村　博　茶谷　登　小川　豊

正七位に叙する
木村　博　茶谷　登

従七位に叙する（各通）（以上八月二十四日）
井上　一成

従三位に叙する
池田　真　宇賀　武　松岡　敬祐

従五位に叙する（各通）
糸井　吉則　大久保正司
川原　章生　渡辺　新一

従六位に叙する（各通）
川西　光男　丹野　忠彦　早野　邦男
村上　清志　横島　喜一

正七位に叙する（各通）（以上八月二十五日）
加藤　潮　菅　雅英　谷口　攝久

従五位に叙する（各通）
五十嵐　勉　岡本　義夫

従六位に叙する（各通）
井上　宣夫　恩田　良則　**齋藤**　克已

正七位に叙する（各通）（以上八月二十六日）
高津　利明

従六位に叙する（八月二十七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（八月二十二日）
石川　敬一

旭日単光章を授ける（八月二十二日）
須郷陸奥雄　山本　栄子

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十三日）
菊地　康雄　生永　恭博　大野　進　安井　清

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）
栗橋　義三　吉野　賢治

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十五日）
遠藤　正信　原　宏見

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十六日）
（神戸大学名誉教授）　八木千賀子

瑞宝中綬章を授ける
（（独）国立高等専門学校機構職員）　太田　道也　酒井　浩一

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小林　和雄　照屋　昌秀　根本　信夫
原田　芳雄　堀岡　晃　山田　幸雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部補）　佐々木年彦　高橋　禎典　吉山　一宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十一日）
（高エネルギー物理学研究所名誉教授）　山川　達也

瑞宝中綬章を授ける
新井　正明　加納　新次　川田美佐男
後藤　正規　瀧　俊弘　花里　直大
依田　清登

瑞宝双光章を授ける（各通）
鴨志田亀雄　佐藤　幸一
鈴木　博　松本　欣也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十二日）
（富山大学名誉教授）　上野　雅晴

瑞宝中綬章を授ける
太田　學　金　勝治
阿部　琢也　友塚　信行　松尾　裕
高梨　幸輔
山室　孝信

瑞宝双光章を授ける（各通）
小倉　政夫　川野　孝史
野澤　健　平野　鎭夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十三日）
高旨　孝一　寺田　雄司
木原　康博　松本　吉史
福岡　一郎　宮内　公美
向井　雅一

瑞宝双光章を授ける（各通）
武田　秀之　長谷部浩史
木村　博

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）
池田　真　糸井　吉則
横島　喜一　渡辺　新一

瑞宝双光章を授ける（各通）
丹野　忠彦

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十五日）
五十嵐　勉　菅　雅英

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二十六日）
伊藤　恭平　小園　健一

瑞宝単光章を授ける（各通）（八月二十七日）

皇室事項

信任状捧呈式

九月二十六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アルジェリア特命全権大使トゥフィック・ﾊﾗｯﾄの信任状捧呈式を行われた。

御弔電

天皇陛下は英国王族ケント公妃キャサリン殿下薨去につき、九月十九日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、トルクメニスタンの独立記念日につき、九月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

令和６年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり令和６年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

令和７年９月30日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
長岡市宮本東方町字山本甲七三九番地内	

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年十月一日

(七) 図面縦覧場所

北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之